平成２９年（フ）第８７号
富山市田畠234番地26
債務者　野崎　　聡
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１２号
岐阜県関市神明町４丁目５番26号
債務者　塩谷　和也
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２２６号
岐阜市大洞西８番11―105号　（市営住宅大洞団地）、前住所岐阜市加野６丁目３番16号
債務者　清水　美紀
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５８３号
広島市中区江波本町８番10―110号
債務者　古川　照美（旧姓藤本・西本）
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２号
福岡県飯塚市中350番地９　ボヌールＣ101号室（前住所　福岡県飯塚市中509番地３　サウス中Ａ号）
債務者　齊藤　朝美
1　決定年月日時　平成29年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第７５号
福岡県飯塚市潤野65番地１　グリーンハイツＡ101号
債務者　大賀　里香
1　決定年月日時　平成29年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第５８号
三重県伊賀市三田1300番地の４　ハイツ三田203号室
債務者　森田　祐暉
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第４３５号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目13番地の４　ハッピーコート塚口駅前305号、前住所兵庫県尼崎市上坂部２丁目11番１号
債務者　西口　　泉
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４４号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字中筋38番地
債務者　福井　卓造
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８０号
愛媛県新居浜市中萩町13番57号、前住所愛媛県新居浜市多喜浜５丁目１番13号
債務者　梶村　久子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第８２号
愛媛県四国中央市土居町津根2335番地２　グリーンハイム１棟201号、前住所愛媛県四国中央市土居町野田乙464番地42
債務者　近藤佐百合
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第８５号
愛媛県四国中央市土居町津根2412番地９、前住所愛媛県四国中央市三島中央２丁目８番７号
債務者　細川　順子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２３号
愛媛県今治市上浦町井口2676番地１、前住所愛媛県今治市東村４丁目３番44号　サンシャインシティー武田Ｎｏ１　108号室、前々住所愛媛県今治市松木７番地18
債務者　田中　智子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第７１号
鹿児島県姶良市加治木町反土1422番地５
債務者　竹内せいら
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第３３２号
名古屋市瑞穂区膳棚町３丁目45番地　市営膳棚荘２棟205号
債務者　齊藤　　薫
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８２７号
名古屋市昭和区雪見町３丁目10番地の１　松実荘307号
債務者　近藤　浩仁
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８号
熊本県玉名市築地1179番地
債務者　高木　　弘
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部